平成30年11月 文教企業委員会行政報告資料 教 育 部

民事訴訟の応訴について (報告)

平成2年1月頃, 呉市立中学校の担任教諭が, 高等学校の入学試験に係る事務手続を誤ったことにより損害が発生したとして, 呉市を被告として, 原告に対し損害を賠償することを求める訴訟が提起されましたので, これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成30年(ワ)第106号損害賠償請求事件

2 提訴年月日

平成30年9月28日(訴状受理年月日:同年10月16日)

3 原告

呉市在住の個人

4 訴額

200万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

原告が中学校3年生であった平成2年1月頃,原告が通学していた呉市立中学校の担任教諭が,高等学校の入学試験に係る事務手続を誤り,原告はその高等学校を受験できなかったことから,生涯年収において1年間分の差が生じたとして,損害賠償金の支払を求め,提訴したものです。